

# 岐阜市在住で以下に該当する方は利用料が免除されます

## (1) 生活保護法による被保険世帯

生活保護法医療券等を提示

## (2) 市民税非課税世帯

市・県民税所得課税証明書の写しを提出（保護者全員分が必要）

- ・ 4月～8月の利用者・・・前年度の証明書
- ・ 9月～3月の利用者・・・現年度の証明書

## (3) 多子世帯（18歳未満の児童が3人以上いる世帯）

（(a)～(c)のいずれかを提出）

(a) 戸籍謄本（写し）

（当該年度中は有効）

(b) 住民票（写し）

（発行日から3か月有効。3か月経過後は、再度新しい住民票の提出が必要）

(c) 保険証（写し）

（保護者を含め被保険者である子ども全員の写しが必要）